

平成24年6月27日公布・施行

概 要

1 大規模広域な災害に対する即応力の強化

- 災害発生時における積極的な情報の収集・伝達・共有を強化
- 地方公共団体間の応援業務等について、都道府県・国による調整規定を拡充・新設
- 地方公共団体間の応援の対象となる業務を、消防、救命・救難等の緊急性の高い応急措置から、避難所運営支援等の応急対策一般に拡大
- 地方公共団体間の相互応援等を円滑化するための平素の備えの強化

2 大規模広域な災害時における被災者対応の改善

- 都道府県・国が要請等を待たず自らの判断で物資等を供給できることなど、救援物資等を被災地に確実に供給する仕組みを創設
- 市町村・都道府県の区域を越える被災住民の受入れ（広域避難）に関する調整規定を創設

3 教訓伝承、防災教育の強化や多様な主体の参画による地域の防災力の向上

- 住民の責務として災害教訓の伝承を明記
- 各防災機関において防災教育を行うことを努力義務化する旨を規定
- 地域防災計画に多様な意見を反映できるよう、地方防災会議の委員として、自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者を追加

残された課題

（第1弾改正時にお示ししたもの）

- 自然災害による国家的な緊急事態への対処のあり方
- 避難の概念の明確化
- 被災者支援の充実
- 減災等の理念の明確化と多様な主体による防災意識の向上
- 復興の枠組みの整備
- その他災害対策法制全体の見直し

附 則

政府は、東日本大震災から得られた教訓を今後に生かすため、東日本大震災に対してとられた措置の実施の状況を引き続き検証し、防災上の配慮を要する者に係る個人情報取り扱いの在り方、災害からの復興の枠組み等を含め、防災に関する制度の在り方について所要の法改正を含む全般的な検討を加え、その結果に基づいて、速やかに必要な措置を講ずるものとする。

災害対策基本法(抄)

(昭和三十六年十一月十五日法律第二百二十三号)

(都道府県防災会議の組織)

第十五条 都道府県防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。(略)

5 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。

一 当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員(略)

五 当該都道府県の知事とその部内の職員のうちから指名する者(略)

八 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから当該都道府県の知事が任命する者

【平成 24 年 6 月改正で追加】

(市町村防災会議)

第十六条 (略)

6 市町村防災会議の組織及び所掌事務は、都道府県防災会議の組織及び所掌事務の例に準じて、当該市町村の条例(第二項の規定により設置された市町村防災会議にあつては、規約)で定める。

防災対策の見直しに係る男女共同参画の推進について(抜粋)

(各都道府県防災主管部長あて 府政防第 5 3 5 号 消防災第 1 8 1 号 平成 2 4 年 5 月 8 日)

災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 34 条第 1 項に基づき、中央防災会議が作成する防災基本計画において、「防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。」と示されているところです。

貴職におかれては、これらを踏まえ、防災対策の見直し等に当たって、災害対策基本法第 15 条第 5 項第 1 号、同項第 5 号及び同項第 7 号を活用する等により男女共同参画の推進を図られるとともに、貴都道府県内の市区町村に対してこの旨周知されるようお願いいたします。

災害対策基本法の一部を改正する法律の運用について(抜粋)

(各都道府県防災主管部長あて 府政防第 7 2 5 号 消防災第 2 3 5 号 平成 2 4 年 6 月 2 7 日)

(3) 都道府県防災会議の委員構成(法第 1 5 条第 5 項関係)

① 都道府県防災会議の委員として、「自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから当該都道府県の知事が任命する者」を新たに加えることにより、男女共同参画の推進及び高齢者や障害者などの多様な主体の参画を促進することとし、地域防災計画及びそれに基づく各種防災対策の充実を図ろうとするものである。

「自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者」とは、広く自主防災組織の代表者等や大学教授等の研究者のほか、ボランティアなどの N P O や、女性・高齢者・障害者団体等の代表者等を想定している。

② なお、防災対策の見直しに係る男女共同参画の推進については、既に各都道府県防災主管部長宛に通知(平成 2 4 年 5 月 8 日付府政防第 5 3 5 号・消防災第 1 8 1 号)しているところであり、引き続き、防災に関する政策・方針決定過程等における女性の参画の拡大に努められたい。

防災に携わる職員の研修について

人材の育成の視点

1、求められる人材

- ① 自然災害に迅速・的確に対応できる人材
- ② 国・地方のネットワークを形成する人材

2、育成の方法

- ① 職員の経験や能力に応じて、災害対応を行う上での必要な知識や技術を習得させる研修の継続的な実施
- ② 国と地方公共団体等との人事交流

防災スペシャリスト養成研修の概要

「有明の丘基幹的広域防災拠点施設」を活用した研修

(1)対象

国・地方公共団体で防災に携わる

- ①防災担当一般職員（係長級未満程度）
- ②防災担当中堅職員（係長級以上課長補佐級以下程度）
- ③幹部職員（課長級以上程度）

(2)内容

職員の職務内容と経験に応じ、情報収集・分析能力、事案対応の立案能力等、総合的防災対応力を養成するため、下記の研修に参加。

- ①防災担当一般職員向け研修（4日間、年2回）
→災害対応業務を遂行する上で必要となる知識やスキルの習得
- ②防災担当中堅職員向け研修（4日間、年2回）
→リーダーをサポートする中間管理者に求められる災害対応力の向上
- ③幹部職員向け研修（2日間、年2回）
→災害対応で求められるリーダーシップの発揮に必要な知識やスキルの習得
- ④総合研修（10日間、年2回）
→災害時の応急対応期から復旧・復興期までの各段階で生じる災害対応業務の把握と対応能力の習得

(3)男女共同参画の視点を踏まえた講義

○第3四半期の研修において、以下の講義を実施。

概要：中堅職員向け研修における講義「応急期対応」の中で、「東日本大震災の対応において、女性職員が参画し、女性の視点から避難所に更衣室を設置するなどの配慮が行われた」という内容の講義を行った。

概要：総合研修における講義「自衛隊連携」の中で、「東日本大震災の対応において、女性自衛隊員が参画し、女性の視点から避難所で女性に必要な物品（化粧品など）の手配・配布を行うなどの支援が行われた」という内容の講義を行った。

○第4四半期においても、上記と同様の講義を実施予定。

【第3四半期の研修状況】



避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針の概要

災害対策基本法の一部改正により、市町村（特別区を含む。）には、避難所における良好な生活環境を確保し、被災者の避難生活に対するきめ細やかな支援を実施することが求められるが、その取組に当たっての参考となるよう、市町村を対象に、生活環境の確保に関する事項を指針として示したもの。

〈構成と主な内容〉

第1 平常時における対応

1. 避難所の組織体制と応援体制の整備

- ・「避難所運営準備会議（仮称）」の設置
- ・避難所の運営管理者となりうる者を対象とした研修や訓練の実施

2. 避難所の指定

- ・防災・安全交付金、耐震対策緊急促進事業、公立学校施設整備事業等の活用の検討
- ・福祉避難所の整備

3. 指定避難所等の周知

- ・要配慮者に配慮した避難所の周知方法の準備
- ・指定した福祉避難所に関する情報の周知

4. 避難所における備蓄等

- ・食料・飲料水の備蓄（アルファーマ等の白米と牛乳アレルギー対応ミルクの備蓄等）
- ・仮設トイレ、紙おむつ、生理用品、燃料、自家発電装置、非常用発電機等の備蓄の検討

5. 避難所運営の手引（マニュアル）の作成

- ・要配慮者に対する必要な支援を盛り込むこと
- ・担当者以外の者でも避難所を立ち上げることができるような簡易な手引の整備

第2 発災後における対応

1. 避難所の設置と機能整備

- ・設置した避難所の数が不足する場合、公的宿泊施設、旅館、ホテル等の借り上げ
- ・避難所不足時に優先的に入所させる避難者の検討
- ・バリアフリー化、福祉避難室用のスペースの確保、男女別トイレ等の確保

2. 避難所リスト及び避難者名簿の作成

- ・開設している避難所のリスト化
- ・氏名、生年月日、性別、住所、支援の必要性の有無等を記載した「名簿」の作成
- ・避難者名簿から被災者台帳への引き継ぎ

3. 避難所の運営主体

- ・運営責任者の配置、避難者自身の役割分担の明確化
- ・様々な被災者の意見やニーズを吸い上げた避難所の運営

4. 福祉避難所の管理・運営

- ・必要な福祉・保健医療サービスの提供や相談等に当たる介助員等の配置

5. 食物アレルギーの防止等の食料や食事に関する配慮等

- ・避難所における食事の原材料表示、避難者自身によるアレルギー原因食品の情報提供
- ・各避難所への保健師等の巡回、避難所内の清潔保持等の環境整備

6. 被災者への情報提供

- ・被災者・要配慮者への情報の提供
- ・市町村と避難所や地域間の相互の情報提供ルートの確立

7. 相談窓口

- ・様々な避難者の意見を吸い上げるための相談窓口の設置
- ・就労支援等の相談窓口の設置

8. 在宅避難

- ・在宅にて避難生活を送ることを余儀なくされた者等への見守り機能の充実・支援物資提供等
- ・被災者台帳の活用などによる避難所を拠点とした支援の実施（状況把握等）